

亀山市告示第73号

亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱及び亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年10月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱及び亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱の一部を改正する告示

(亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱(平成24年亀山市告示第78号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第4条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改める。

(亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱(平成24年亀山市告示第80号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第4条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改め、同項第3号中「第18条第6項」を「(平成25年法律第101号)第18条第8項」に改める。

附 則

この告示は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第2条中第4条第1項第1号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。